

沼津市総合計画審議会条例

昭和45年10月9日条例第31号

(設置)

第1条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、沼津市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、沼津市総合計画について、市長の諮問に応じて審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が規則で定める者（⇒公募により選考する高校生を除く18歳以上の市民）

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長をおき、委員の互選によつて定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会は、専門的事項の審議のため必要があるときは、当該専門的事項について学識経験を有する者を会議に出席させて、意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、審議のため必要があるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。

(補則)

第8条 審議会の庶務は、企画部で処理する。

第9条 審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和48年12月20日条例第37号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（昭和49年1月規則第6号で、同49年1月10日から施行）

付 則（昭和52年10月6日条例第24号）

この条例は、沼津市事務分掌条例の一部を改正する条例（昭和52年条例第16号）の施行の日（昭和52年10月21日）から施行する。

付 則（平成10年3月26日条例第7号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成14年6月20日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、沼津市総合計画審議会条例（昭和45年条例第31号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、沼津市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の会議その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の会議)

第2条 委員は、会長の召集に応じ、通知した日時に指定の場所に参集しなければならない。

2 会議に出席することができない事情のある委員は、会議の開会時刻前に会長にその旨を届け出なければならない。

(部会の設置)

第3条 条例第7条第1項の規定による部会の設置及び所掌事項は、会長が定める。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、部会の委員の互選によつて定める。

2 部会長は、部会を総括する。部会長に事故あるときは、部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の会議)

第5条 部会の会議は、部会長が召集する。

2 部会長は、部会の会議を召集しようとするときは、あらかじめ会長の承認を得なければならない。

3 部会の委員以外の委員は、部会長の承認を得て、部会の会議に出席して意見を述べることができる。

4 第2条の規定は、部会の会議に準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と、「会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(部会の報告)

第6条 部会長は、部会の所掌事項に関する審議の結果を審議会に報告しなければならない。

2 審議会は、部会に対し、いつでもその所掌に属する事項について報告を求めることができる。

(会議録)

第7条 会長又は部会長は、審議会又は部会の会議の概要を記録整理するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項はそのつど定める。

付 則

この要綱は、昭和45年12月16日から施行する。

前 文（抄）（昭和48年1月25日）

昭和48年1月25日から実施する。

前 文（抄）（昭和50年10月6日）

昭和50年10月6日から実施する。

前 文（抄）（昭和55年8月27日）

昭和55年8月27日から実施する。

前 文（抄）（平成11年10月9日）

平成11年10月9日から実施する。

前 文（抄）（平成14年10月28日）

平成14年10月28日から実施する。